

24 健康・医療

問 国保・年金課(本庁舎高層部2階／☎214-2083)

■**特定健康診査を受けましょう** →19ページを参照

問 福祉医療課(本庁舎高層部1階／☎214-2128)

■**ぎふ・すこやか健診を受けましょう**

後期高齢者医療制度に加入されている人は、「ぎふ・すこやか健診」を受診しましょう。◆**期間** 9月～11月末 ◆**場所** 市内の実施医療機関 ◆**受診方法** 8月下旬ごろにお送りする受診券と保険証を提示 ◆**自己負担金** 500円

■**ぎふ・さわやか口腔健診を受けましょう**

後期高齢者医療制度の加入者は、「ぎふ・さわやか口腔健診」を受診しましょう。在宅で歯科健診を受診できる場合もあります。詳しくはお問い合わせください。◆**期間** 9月～1月末 ◆**場所** 市内の実施医療機関 ◆**受診方法** 8月下旬ごろにお送りする受診券と保険証を提示 ◆**自己負担金** 300円

問 保健所健康増進課(都通2-19／☎252-7193)
中市民健康センター(都通2-19／☎252-0632)
南市民健康センター(茜部菱野1-75-2／☎271-8010)
北市民健康センター(長良東2-140／☎232-7681)

■**がん検診を受けましょう**

検診名	対象者	自己負担金
肺がん・結核検診(胸部X線撮影)	40歳以上	無料
肺がん検診(かくたん細胞診検査)	50歳以上*	500円
胃がん検診	40歳以上	1,000円
大腸がん検診	40歳以上	400円
乳がん検診	40歳以上の女性	1,000円
子宮がん検診	20歳以上の女性	子宮頸部: 2,000円 子宮頸部+体部: 3,500円

*胸部X線撮影受診者のうち、喫煙指数(1日平均喫煙本数×喫煙年数)600以上で3日間連続してたんが出る人

◎日程、会場などは市ホームページをご確認ください。

■**節目歯科健康診査を受けましょう**

◆**対象者** 平成元(昭和64)年・昭和59年・54年・49年・44年・39年・34年・29年・24年生まれの人。◆**自己負担金** 600円
 ※詳しくは市ホームページをご確認ください。

■**健康相談**

健康に関する相談をお受けします。「出張健康相談」もありますので、お近くの市民健康センターまたはふれあい保健センターへお問い合わせください。

▼**ふれあい保健センターのご案内**

名称	所在地	電話番号
東部	芥見4-80・東部コミュニティセンター内	241-8866
長森	前一色1-2-1・長森コミュニティセンター内	249-0457
日光	日光町9-1-3・日光コミュニティセンター内	210-1011
市橋	市橋6-13-25・市橋コミュニティセンター内	268-6501
南部	加納城南通1-20・南部コミュニティセンター内	268-6688
柳津	柳津町下佐波西1-15・もえぎの里内	279-3650
西部	下鶯飼1-105・西部コミュニティセンター内	293-4058
北部	八代1-11-13・北部コミュニティセンター内	210-1501
北東部	福富迎田6-1・北東部コミュニティセンター内	229-0577

問 保健所健康増進課(都通2-19／☎252-7193)

■**受動喫煙対策についての相談窓口**

喫煙専用室等の基準など健康増進法における受動喫煙対策に関する相談をお受けします。

問 保健所地域保健課(都通2-19／☎252-7191)

■**エイズに関する検査・相談**

検査は匿名で受けられます。予約は、保健所地域保健課へ。相談したい人は、保健所地域保健課または各市民健康センターへお問い合わせください。◆**検査日** 第1・3月曜日の午後1時20分～3時、第1月曜日の午後5時～6時

■**医師による精神保健相談**

月に1回、精神科医がこころの相談をお受けします。保健所地域保健課へ事前にお申し込みください。

■**ひきこもり総合相談窓口**

ひきこもりについての相談をお受けします。

■**難病患者に対する医療費などの助成制度**

国が定める疾病(指定難病)に対する医療費を助成します。

■**臓器提供の意思表示をしましょう**

臓器提供の意思表示に関する質問や相談をお受けします。

■**骨髄バンクにご登録ください**

18歳～54歳の健康な人を対象。岐阜県骨髄データセンター(岐阜県赤十字血液センター内／☎272-6911)、新岐阜献血ルーム(長住町2-3岐阜ビル5階／☎264-2122)で登録できます。

問 保健所保健医療課(都通2-19／☎252-7197)

■**献血にご協力ください**

献血場所	受付日時
あかなべ献血ルーム 茜部中島2-10岐阜県赤十字血液センター内・☎272-6911	午前8時30分～正午 午後1時～午後4時30分 ※毎週日曜日は休み
新岐阜献血ルーム 長住町2-3岐阜ビル5階 ☎264-2122	【全血】午前10時30分～午後0時30分・午後1時30分～6時 【成分】午前10時30分～11時45分・午後1時30分～5時30分 ※毎週金曜日は休み

■**AEDを市内で開催されるイベントに貸し出し**

自治会などの市民団体が開催するスポーツ大会などのイベント(おおむね10人以上が参加するもの)を対象に、AED(自動体外式除細動器)を無料で貸し出します。

■**薬物相談窓口**

薬物の依存などに関する相談を電話または直接お受けします。

■**石綿(アスベスト)健康被害救済制度申請窓口**

アスベストによる健康被害の救済給付申請・請求の受付や相談をお受けします。

問 子ども支援課(本庁舎高層部2階／☎214-2146)

■**不妊治療費助成**

医療保険が適用されない医療費の一部を助成します。助成には一定の要件があります。

■**小児慢性特定疾病医療費支給事業**

対象疾病に対する医療費の一部を助成します。

25 病院 問 岐阜市民病院(鹿島町7-1／☎251-1101代)／URL http://gmhosp.jp/)

中核病院として、高度で先進的な医療の提供に努めています。

●**診療科目** 内科、糖尿病・内分泌内科、精神科、神経内科、呼吸器・腫瘍内科、消化器内科、血液内科、循環器内科、腎臓内科、小児科、外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、頭頸部外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、病理診断科、臨床検査科、歯科、歯科口腔外科 ◆**外来診療(初診)受付時間** 月～金曜日の午前8時～11時 ◆**外来休診日** 土・日曜日、祝休日、年末年始 ◆**病棟面会時間** 午後1時～8時

■**日曜日・休日に急病になったら…**

「**岐阜市医師会 岐阜市薬剤師会 協力 休日急病センター**」・「**岐阜市歯科医師会 岐阜県歯科衛生士会 協力 休日急病歯科センター**」へ

診療場所	診療日	診療時間	受付時間
休日急病センター(内科・小児科) 鹿島町7-1(岐阜市民病院内) ☎253-7277	日曜日・祝休日・ 年末年始(12月31日～1月3日)	午前9時～午後1時、午後2時～午後6時、 午後7時～午後11時	各診療時間帯の開始30分前から終了30分前まで
休日急病歯科センター(歯科) 鹿島町7-1(岐阜市民病院内) ☎253-7337		午前9時～午後1時 午後2時～午後6時	

※健康保険証、福祉医療費受給者証、母子健康手帳、お薬手帳、医療費などをお持ちください。

※他の保険医療機関などからの紹介状をお持ちでない初診の人は、原則5,500円を選定療養費として自己負担していただきます(福祉医療費受給者証(子ども・ひとり親家庭など)をお持ちの人も自己負担していただきます)。

■**お子さんが夜間に急病になったら…「岐阜県小児科医会 協力 小児夜間急病センター」へ**

◆**所在地** 鹿島町7-1(岐阜市民病院内) ☎251-1101代

◆**診療時間** 月～土曜日の午後7時30分～11時(受付は午後10時30分まで)

※日曜・祝休日・年末年始(12月31日～1月3日)は休日急病センター(小児科)で、
毎日午後11時～翌日午前8時は、市民病院小児科で受診できます。

・15歳以下のお子さんが対象です。・健康保険証、福祉医療費受給者証、母子健康手帳、お薬手帳、医療費などをお持ちください。
 ・他の保険医療機関などからの紹介状をお持ちでない初診の人は、原則5,500円を選定療養費として自己負担していただきます(福祉医療費受給者証(子ども・ひとり親家庭など)をお持ちの人も自己負担していただきます)。

■**小児救急電話相談**

子どもの応急処置の方法や医療機関の受診について、電話で相談できます。

◆**受付時間** 月～金曜日は午後6時～翌日午前8時 土・日曜日・祝休日・年末年始(12月29日～1月3日)は午前8時～翌日午前8時(24時間)

●**携帯電話やプッシュホン回線の固定電話**

➡ #8000

●**プッシュホン回線でない固定電話や公衆電話**

➡ ☎240-4199

■**夜間や休日に急病でお困りの時は…救急病院案内をご利用ください ☎262-3799**

急病でお困りの時は、まず、かかりつけの医師に連絡し、医師が不在の場合は「救急病院案内」をご利用ください。(24時間対応)
 診察に行く前に、案内を受けた医療機関に電話で確認をしてからお出かけください。

26 ご不幸・墓地

問 岐阜市斎苑(上加納山4717-4／☎245-0228)

■**火葬手続き・火葬場の利用**

市民課または各事務所へ死亡届(死亡診断書が必要)を提出し、受け取った死体(胎)火葬許可証を斎苑へ提出してください。

■**斎苑の式場・待合室の利用** お問い合わせください。

■**自宅で飼っていた動物の火葬** 動物をダンボール箱など(120cm×70cm×45cm以内)に入れて斎苑で手続きをしてください。飼い主の住所が確認できるもの(運転免許証など)と印鑑を持参してください。

問 市民生活政策課(本庁舎低層部2階／☎214-2176)

■**市営墓地を使用している人で届出が必要な時**

※事前に必ずお問い合わせください。

・墓地が不用になった時 ・住所・氏名を変更した時 ・使用者が死亡した時 ・使用者が存命のうちに墓地を引き継がせたい時 ・墓地使用承認証を紛失した時 ・納骨する時(分骨の場合は不要) ・墓地内で工事(墓碑を建て直す・名を刻むなど)を行う時 ・埋蔵されている焼骨をほかに移す時(市内の市営墓地以外を使用の場合も必要)

